

共通印鑑利用特約

共通印鑑の定義

「共通印鑑」とは、当行の取引店において、すでにお預け入れ、または今後お預け入れいただく複数の金融取引に共通して使用する、一つの届出印鑑を指します。

1. 本特約の適用範囲

(1) 本特約は、お客さまが当行との取引において「共通印鑑」を選択された取引店にのみ適用されます。

2. 共通印鑑の適用範囲

(1) 共通印鑑は、当該取引店における以下の取引に適用されます。

普通預金、納税準備預金、貯蓄預金、定期預金、おまとめ積立定期預金、定期積金、通知預金、財産形成預金・財形住宅預金、財形年金預金、外貨普通預金、外貨定期預金、消費者カードローン、事業性ローン

(2) 上記取引のうち、現在お取引のない商品についても、将来当該取引店においてお取引を開始された場合には、共通印鑑を当該取引店の届出印として取り扱わせていただきます。

3. 共通印鑑の有効性

本取引で「共通印鑑」として届け出られた印鑑は、当該取引店における上記すべての取引において有効とさせていただきます。

以上